

令和4年4月22日、チリ外務省において渋谷大使はウレホラ外務大臣と「運手免許に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協定」に署名しました。本協定の締結により、チリに居住する日本人が運転に必要な知識及び技能に関する試験を受けることなくチリの運転免許を取得することが可能となり、チリの在留邦人の経済活動や日常生活の円滑化に資することが期待されます。

(日本外務省報道発表)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_009347.html

